

物品等の提供者の募集について（広告事業）

下記の物品に自らの広告を掲載し、提供していただける民間事業者等を募集しますので、希望する方は、下記に従って申請して下さい。

記

- 1 提供いただく物品の名称及び提供条件
食育月間リーフレット
(詳細は別紙広告掲載仕様書のとおり)
- 2 受付期間
令和 6 年 4 月 26 日（金）から令和 6 年 5 月 2 日（木）まで
(土・日曜日、祝日を除く。9時から12時、13時から17時まで。)
- 3 受付場所
保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課食育・健康管理担当係
(札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 - 7 ORE 札幌ビル 7 階)
- 4 受付方法
持参又は郵送（令和 6 年 5 月 2 日（木）16 時必着）
- 5 申請資格
 - (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。なお、令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者で、参加を希望する者は、自己を証明する書類（法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、個人事業者にあっては身分証明書及び個人事業者であることを確認できる書類（確定申告書(写)等）及び申出書を提出しなければならない。
 - (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 札幌市広告掲載基準第 2 条に規定する広告を掲載しない業種又は事業者該当しない者であること。
 - (6) 事業協同組合等の組合で当該組合の構成員が参加を希望していない者であること。

- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。
- 6 申請書類等
物品等提供申出書
- 7 物品等提供依頼書の送付
応募していただいた方のうち物品等提供者に決定した方に対して、令和6年5月10日までに物品等提供依頼書を送付します。
- 8 契約書及び条項
別紙のとおり
- 9 その他
- (1) 応募していただいた方には、申請順位を記載した受領書を交付します。
- (2) 応募していただいた方で物品提供条件を満たしている方のうち、原則として先着順で物品等提供者を決定します。
- (3) 応募していただいた方で物品等提供者に決定されなかった方には、令和6年5月10日までにFAXで物品提供者の選考結果についてお知らせします。
- (4) やむを得ない事情により募集を取りやめる場合があります。
- (5) 提出資料の作成に要する費用は申請者の負担とします。

[問い合わせ先]

保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課食育・健康管理担当係
TEL 211-3516